

## ● [化学物質リスクアセスメント実施要項](#)

- [労働安全衛生法の改正に伴う化学物質のリスクアセスメントの義務化](#)
- [リスクアセスメントとは](#)
- [本学における実施体制](#)
- [対象物質と情報の入手](#)
- [実施時期](#)
- [リスクアセスメントの方法](#)
- [リスクアセスメントの結果の保管](#)
- [参考ページ](#)
- [研究者向け簡易マニュアル](#)

[↑TOP](#)

### 【労働安全衛生法の改正に伴う化学物質のリスクアセスメントの義務化】

近年、有害化学物質による健康障害が多発した事を受け、2014年に労働安全衛生法が改正され、2016年6月1日より、事業者には化学物質等による危険性または有害性等の調査の実施（以下リスクアセスメント）が義務付けられることになりました。本学においては、主に理系学部において有害化学物質を使用していることもあり、法令改正を受けて以下の取組みを実施することとしました。

### 【リスクアセスメントとは】

リスクアセスメントとは、化学物質を取扱う際に生ずる恐れのある負傷、疾病の重篤度と発生の可能性を所定の方法で調査し、労働災害発生のリスクの大きさを見積もり、その対策を講じる一連の手法を指します。有害物質を取扱う事業者による、自己管理に基づく労働災害の予防活動と位置づけられています。

### 【化学物質リスクアセスメント実施の開始時期】

平成28年4月1日より実施することとします。

## 【本学における実施体制】

- ①リスクアセスメント活動の統括管理:各事業場の総括安全衛生管理者
- ②実施の管理:各事業場の安全衛生委員会及び総合健康安全センター
- ③リスクアセスメントの実施者:化学物質を取り扱う各研究者
- ④運営と報告:各事業場の安全衛生委員会及びその担当者

## 【対象物質と情報の入手】

・安全データシート(Safety Data Sheets:SDS)の交付義務対象物質である640種類が対象となります。以下の厚生労働省のHPで確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/ghs/dl/aramashi.pdf>

・また、取扱い化学物質がリスクアセスメントの対象に該当するか否かは、厚生労働省の職場安全サイトで確認することができます。詳細は、以下の参考ページを参照にしてください。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS MSD FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD FND.aspx)

[↑TOP](#)

## 【実施時期】

・本学におけるリスクアセスメントは以下のタイミングで実施します。

- ①化学物質等を原材料として新規に採用し、または変更するとき。
- ②化学物質などを取扱う業務の作業方法を、新規に採用し、または変更するとき。
- ③化学物質などによる危険性または有害性に係る新たな知見が確認されたとき。
- ④化学物質などに係る労働災害が発生した場合。

なお、①はIASOへの登録を行う際にあわせて実施することが望ましい。

また、平成28年3月末時点で、既に定常的な研究で使用している化学物質や研究方法は、原則リスクアセスメントの対象としないが、今後③④が該当した場合は実施すること。

これを超える頻度でリスクアセスメントを実施することは差し支えない。

## 【リスクアセスメントの方法】

・厚生労働省がWEBで公開している「リスクアセスメント実施支援システム」で必要情報を入力することで実施可能です。

・本学では原則的に、代表的手法である「コントロールバンディング法」を採用します。

・以下の参考ページのリンクを参照して各研究者が自ら実施します。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/Default.aspx>

また研究者向けの簡易マニュアルを作成したので確認すること

<https://www.shinshu-u.ac.jp/institution/kenkou/manual.pdf>

・リスクアセスメントの実施に際し、取り扱う物質のSDSを手元に準備しておくこと効率的です。

なお、部局の状況に応じて異なるリスクアセスメントの方法を採用することは差し支えありません。

## 【リスクアセスメントの結果の保管】

- ・各研究組織で保管することとします。
- ・保存期間は、該当する研究を実施している期間とします。
- ・保管様式は電子データ、紙データの種別を問いません。

## 【リスクアセスメントの結果の報告】

- ・各部局の安全衛生委員会において、リスクアセスメントの実施部署と件数のみ報告することとします。
- ・安全衛生委員会担当者は、部局の各組織に対して、リスクアセスメントの実施状況について問い合わせることとします。問い合わせの方法及び報告の頻度などは部局で決定します。
- ・なお、労働基準監督署等への報告義務はありません

[↑ TOP](#)

## 【参考ページ】

### ①厚生労働省 化学物質の表示文書交付制度のあらまし

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/ghs/dl/aramashi.pdf>

### ②厚生労働省 職場の安全サイト

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD_FND.aspx)

### ③厚生労働省 リスクアセスメント実施支援システム

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm#h2\\_2](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm#h2_2)

### ④厚生労働省 化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000098257.pdf>

## 【研究者向けマニュアル】

リスクアセスメントの実施に際し、この研究者向けマニュアルを確認してください。<https://www.shinshu-u.ac.jp/institution/kenkou/manual.pdf>

## 【問い合わせ先】

お問合せは、メール [kenkouc-ks@shinshu-u.ac.jp](mailto:kenkouc-ks@shinshu-u.ac.jp) にてお願いします。